

新型コロナワクチン接種情報

(6月15日時点)

問 菊陽町新型コロナワクチン
コールセンター
☎(234)7077 詳しくはこちら



最新の情報は、随時更新します。ホームページをご確認ください。(右上のQRコードから)

令和5年春開始接種を実施しています(8月まで)

誰が対象なの？

新型コロナに感染したときに重症化しやすいとされている65歳以上の人などを対象に実施しています。

- ◆対象者 初回接種を完了した以下の人。
 - 65歳以上の人
 - 5～64歳の人で次のいずれかに該当する人
 - (1)基礎疾患がある人
 - (2)重症化リスクが高いと医師が認める人
 - (3)医療従事者や高齢者施設・障がい者施設の従事者

なぜ春(5～8月)に接種するの？

ワクチンの重症化予防効果は6カ月程度で低下すると報告されています。令和4年秋に前回の接種をした65歳以上の人などに、重症化予防のための接種をおすすめしています。

基礎疾患がない64歳以下の人も接種できるの？

基礎疾患がない64歳以下の人などは今回の春開始接種の対象ではありません。

ただし、初回接種を完了した5歳以上のすべての人を対象に、9月から「令和5年秋開始接種」を実施します。「令和5年春開始接種」を接種した65歳以上の人なども、適切な接種間隔を空けて「令和5年秋開始接種」を受けることができます。

※令和5年秋開始接種の内容は、国において検討中であり、詳細が分かり次第お知らせします。



検診項目	内容	対象者
肺がん検診	胸部レントゲン	40歳以上
胃がん検診	胃透視	
大腸がん検診	便潜血	
腹部超音波検診	腹部超音波	40歳以上(男性)
前立腺がん検診	採血	
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診	40歳以上(女性)
乳がん検診	マンモグラフィー	
骨粗しょう症検診	超音波(かかと)	
特定健診	問診・身体測定・血圧・診察・血液検査・尿検査・心電図など	<ul style="list-style-type: none"> • 国民健康保険被保険者(40歳以上) • 後期高齢者医療被保険者

がんは、早期に発見し、早期に適切な治療を受けることで、9割以上が治るといわれています。がん複合検診は、自分が受けた検診項目を選んで受けることができます。この機会に受けてみませんか。

がん複合検診を実施します

健康・保険課 健康増進係 ☎(232)4912



- ◆実施期間 9月下旬～10月下旬
(一部の検診項目は11月にも実施)
(天候の状況などにより、延期や中止する場合があります)
- ◆自己負担額 年齢や受診する項目により異なります。詳細は案内文を確認してください。
- ◆検診会場 町の公共施設
(子宮頸がん検診は、指定医療機関でも受診できます)
- ◆申込方法 対象者には、6月下旬に申込書および案内文を郵送しています。同封の返信用封筒で提出するか、インターネットから申し込んでください。
不明な点がある場合や、対象者で申込書が届かなかった人はお問い合わせください。

相談窓口を拡大 高齢者総合相談出張 窓口を新たに開設します

問 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができるよう、主に65歳以上の高齢者の生活を支える総合相談窓口として、介護保険課内に地域包括支援センターがあります。介護保険や介護予防サービス、福祉や医療、権利擁護などの生活上の相談に応じます。

この度、相談窓口拡大のため出張相談を始めます。

電話相談や自宅訪問による相談もできます。まずは電話でお問い合わせください。

- ◆相談日 7月12日(水) (予約制)
(以降は毎週水)
- ◆時間 午前9時～11時30分
- ◆予約方法 電話で予約する
- ◆場所 光の森町民センター 相談室

結婚50周年 金婚夫婦募集

問 介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

結婚50周年を迎える夫婦を対象に、表彰式典を開催します。

- ◆申込方法
 - ①回覧に同封している申込書をコピーし、介護保険課宛に郵送またはFAXする
 - ②介護保険課または各センターの窓口で申し込む

- ◆期日 9月22日(金)
- ◆場所 図書館ホール
- ◆対象者 昭和48年に結婚した夫婦

※昭和48年以前に結婚し、同表彰式典に申し込みをしたことがない夫婦も対象とします。



熊本日日新聞社からの賞状を受ける前田さん夫婦(昨年度)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を支給します

問 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913

- ◆給付額 1世帯当たり3万円
- ◆対象者
 - ①住民税非課税世帯：基準日(令和5年5月1日)時点で町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
 - ②家計急変世帯：①のほか、予期せず家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
- ◆支給を受けるための手続き
 - ①住民税非課税世帯：対象となる世帯の世帯主に、給付内容や確認事項を書いた書類を郵送しています。同封の確認書、申請書などに必要事項を記入して返送してください。
※令和5年1月2日以降に転入した人は申請が必要になりますのでお問い合わせください。
 - ②家計急変世帯：申請が必要になりますので、収入を確認できる書類とともに窓口へお問い合わせください。

フッ化物洗口が始まりました

問 健康・保険課 母子保健係 ☎(232)4912

町では、平成26年度から町内の保育園、認定こども園の年長児と全小中学校を対象にフッ化物洗口を実施しています。

今年度も“フッ化物でのぶくぶくうがい”が始まりました。

フッ化物洗口は、歯質を強化し虫歯のできにくい環境を整えるため、虫歯予防に十分効果があります。歯磨きも大切で、保育園や認定こども園では町の歯科衛生士が歯の講話や歯磨きの指導を行っています。

日頃から歯磨きや歯科医療機関での定期受診なども組み合わせ、効果的に虫歯予防に努めましょう。



三里木保育園での指導の様子